

平成 30 年 第 12 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 12 月 14 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 54 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 10 名
4. 欠席委員数 5 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	欠	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	欠
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	欠
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	欠	10 番	矢野 源平	欠			

5. 議事録署名委員の指名

9 番 衛藤 英教 11 番 神志那 静清

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
 係 長 藤田 鉄也
 係 員 藤田 美智 川原 一仁 足立 貴裕

7. 議事日程

- (1) 議案第 78 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第 79 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画 (案) について
- (3) 議案第 80 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 81 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 82 号 現況証明 (非農地証明) について
- (6) 議案第 83 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の決定について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 10 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。師走になりまして何かと忙しい中に、こうして多くの皆様方にご出席をいただきましてありがとうございます。

また、本日は先月に引き続き、農地利用最適化推進委員の皆様方にも出席をいただきまして重ねてお礼を申し上げます。(この一年を振り返ってなど、以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は10名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成30年第12回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時5分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

9番 衛藤英教 委員、11番 神志那静清 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。平成30年第11回定例総会から本日の平成30年第12回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた5点について、3ページ以降に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続きまして、各種報告ですが、本日は、農地委員会から報告があります。農地委員会の神志那静清 委員長よろしく申し上げます。

11番委員 農地委員長の神志那です。11月15日に開催しました第1回農地委員会の結果について報告いたします。

今回、農地委員会で協議された内容は、まず1点目が「賃借料情報の決定について」であります。賃借料情報につきましては、平成21年12月の農地法改正により標準小作料が廃止され、農地法第52条において、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することになっております。算定につきましては、平成29年の1月から12月までに、利用権にて契約を結ばれた賃借料を基に計算していますので、金額は昨年と比べ若干変動がございます。後ほど、議案83号にて審議を頂きたいのでよろしくお願いたします。

2点目は「下限面積の見直しについて」であります。豊後大野市農業委員会では、現在、下限面積を40アールに設定しておりますが、下限面積の設定、変更については、毎年、その必要性を検討することが義務付けられているため、今回農地委員会で検討した結果、判断基準である農林業センサスの数値に変動はなく、また、平成29年度の利用状況調査でも遊休農地が相当程度存在するとまではいえず、効率的で安定的な農業経営が継続して行われる面積は、現行どおりの40アールと決定しました。

また、空き家に付随した農地についても引き続き、1アールと決定しています。詳細については、定例総会終了後の委員協議会で事務局より説明がありますので、協議のほど、よろしく申し上げます。以上で報告を終わります。

議長 ここで、1番 麻生委員より、みなさんへ ご挨拶があります。

1番委員 みなさん、こんにちは。私事ですが、9月に無事に出産をすることが出来ました。3ヶ月ほど、お休みをいただき、ご迷惑をお掛けしました。また、皆様方からお祝いをいただき本当にありがとうございました。これからも頑張りますのでよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」（議案書のとおりの番号1番から番号3番までの3案件について朗読）以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

議案第78号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第79号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の曲です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第78号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成30年12月14日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成30年12月17日公

告予定分を朗読) 以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。4 ページをお開きください。議案第 79 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成 30 年 12 月 14 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 5 ページをご覧ください。(議案書に基づいて農用地利用配分計画(案)を朗読) 以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第 78 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 78 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 78 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 79 号については、意見を求められております。
これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 79 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 79 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないいたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 2 時 21 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 22 分)

議長 次に議案第 80 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務

局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。
「議案第 80 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、
地区審査会の報告を求めます。

 それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 18 番 佐藤正雄 委員にお願いいたします。

18 番委員 18 番 三重の佐藤正雄 です。12 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番と 2 番の案件については、関連がありますので一括してご報告したいと思っております。申請内容につきましては、●●●●さんから、●●●●さんへの贈与による所有権移転と使用貸借による貸借権設定であります。譲渡人及び貸人は、市外在住で後継者もないことから、譲受人及び借人に農地の相談をしたところ、畑については贈与で、田については使用貸借で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人及び借人の権利取得後の経営面積は 42 アールで、下限面積の 40 アールを超えています。したがって、番号 1 番 2 番の両案件がみとめられますと、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の案件を 21 番 加藤寿徳 委員にお願いいたします。

21 番委員 清川の加藤寿徳です。12 月 5 日に行いました、清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。譲渡人と譲受人は親子で、同居しており、農業経営の主体は譲受人です。今回、譲渡人である父が体調不良のため今後のことを考え、贈与して早めに名義変更をしたいと思い、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 84 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。

 また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 4 番の案件を 36 番 羽田野成実 委員にお願いいたします。

36 番委員 大野の羽田野成実です。12 月 5 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 4 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●●●さんから譲受人 ●●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は平成 28 年に豊後大野市新規就農技術習得研修を終了後、大野町の圃場を借り受け、ピーマンを中心とした農業経営を行っています。

 今回、譲受人に、農地を借り受けている譲渡人より、自身が県外在住であり、今後も耕作等の予定がないことから売り渡したいとの相談がありました。譲受人も、耕作条件の良い農地であったことから、これまで借り受けていなかった農地一筆を含めて、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、63 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号5番の案件を40番 山崎淳三 委員にお願いいたします。

40番委員 40番 千歳の山崎淳三です。12月5日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、農業経営規模の拡大を計画し、自宅に近く利便性の良い申請地を譲ってほしいと知人を通じて、譲渡人に相談しました。譲渡人も高齢で農業をしておらず、後継者もいないことから、譲受人と売買することで話がまとまり申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、74アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第80号の番号1番から番号5番までの5案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第80号の番号1番から番号5番までの5案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第80号の番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号1番の1案件を1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員 緒方の麻生祐三子です。12月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 有限会社 ●●

●● 代表取締役 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、再生可能エネルギー全量買取制度を利用し、売電事業を行いたいと考えました。農地以外の土地を検討しましたが、面積不足や予算の都合で断念していたところ、知人の紹介で申請地を見つけ、譲渡人に相談しました。譲渡人も高齢で、今後の管理が不安な土地であった事から、売買する事で話がまとまり、今回申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番の案件を8番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8番委員 朝地の小野伊八郎です。12月6日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから、借人 ●●●●さんと●●●●さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。貸人と借人とは親子です。借人は現在、大分市内の賃貸集合住宅で夫婦と子供3人の5人で生活していますが、子供の成長に伴い現在の住居が手狭になってきたことや、子供の将来を考え、家の新築を計画しました。借人は共働きということもあり、子供の面倒を見てもらえる夫の実家近くで土地を探していました。いくつかの候補地を検討しましたが、造成費用の面や、隣接地の崩落の危険性等で断念していたところ、最終的に貸人である母親と相談した結果、当該申請地の使用貸借という事で話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の案件を44番 水澤邦治 委員にお願いいたします。

44番委員 犬飼の水澤邦治です。12月6日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、この案件は、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転が伴う農地の転用の件についてであります。

譲受人は、大分市の賃貸住宅に居住しているが、子どもが生まれたため、出身の犬飼町に戻り、実家の近くに新築したいと考え、建設用地を探していました。農地以外で適当な土地を探しましたが、見つからず困っていたところ、同級生を通じて、同級生の祖父である譲渡人に相談しました。譲渡人も農業経営の縮小を考えていたため、売買で話がまとまり申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分は第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のCの(e)の住宅その他、申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第81号の番号1番から番号3番の3案件につ

いて、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 81 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 81 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 81 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 82 号 現況証明（非農地証明）について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 82 号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について地区審査会の報告を求めます。

まず、番号 1 番の 1 案件について、8 番 小野伊八郎 委員をお願いいたします。

8 番委員 朝地の小野伊八郎です。12 月 6 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。申請地は、申請者が病気となり耕作が困難となったため、20 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはありません。

判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響は、申請地の周囲は、耕作している農地はなく、農道等もないため、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の案件を 44 番 水澤邦治 委員をお願いいたします。

44 番委員 犬飼の水澤邦治です。12 月 6 日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件についてですが、申請者 ●●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。申請地は、申請者の父母ともに教師で農業を営んでおらず、祖母が近所の方に手伝ってもらいながら申請地の管理をしていましたが、祖母が亡くなり、父が昭和 56 年 2 月に亡くなってからは、耕作及び草刈りなどの管理を一切行っておらず、

今後も耕作をする予定がないため申請を行ったものです。

判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響については、申請地の周囲に耕作している農地はなく、周囲への影響は認められません。

地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 82 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 82 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これから採決します。議案第 82 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 82 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、議案第 83 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の決定について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 農業委員会事務局の川原です。よろしくお願いいたします。それでは、事前に配布しました議案第 83 号をご用意ください。

議案第 83 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の決定について、農地法第 52 条に基づく賃借料情報を別紙のとおり提供するため、農業委員会の決定を求める。平成 30 年 12 月 14 日提出 豊後大野市農業委員会 会長 後藤敏生、提案理由 農地法第 52 条に定められた賃借料情報を提供するため。続く 2 ページをお開きください。本日、神志那農地委員長より報告がありましたとおり、先月の 11 月定例会後、農地委員会を開催し、賃借料情報について審議していただきました。賃借料情報につきましては、平成 21 年 12 月の農地法改正により、標準小作料制度の関係が廃止されたため、農地法第 52 条において、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することになっています。

なお、この賃借料情報につきましては、平成 29 年 1 月から 12 月までの 1 年間に利用権設定で賃貸借として結ばれた小作に関する賃借料すべてを基に平均した数値となっています。今年度の案としまして、豊後大野市全体で、農地(田)平均額 9,200 円。最高額 20,000 円。最低額 1,400 円となっています。基データ一数は、72 筆です。

次に、農地(畑)平均額 9,400 円。最高額 14,000 円。最低額 1,400 円となっています。基データ一数は、104 筆です。ちなみに、去年は、田が 9,600 円。畑が 9,700 円で賃借料情報の提供をしています。なお、賃借料情報につきましては、この額で小作契約をしてく

ださいと言う意味合いではありません。あくまで、めやすとして提供するというになります。本日、可決されましたら、市のホームページと農業委員会だよりに掲載をしたいと考えています。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、先ほど、農地委員長から報告がありましたように、農地委員会で検討した結果を取りまとめたものでございます。

それでは、議案第 83 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 83 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 83 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 これをもちまして、平成 30 年第 12 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後 2 時 54 分)

議事録署名委員

9 番委員

衛藤 英教

"

11 番委員

神友那 静春